二　地方税法施行規則第十一条の九第二号に掲げる研究開発　次世代プリンテッドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発、環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト、次世代材料評価基盤技術開発プロジェクト、二酸化炭素原料化基幹化学品製造プロセス技術開発、次世代ロボット中核技術開発、エネルギー・環境新技術先導プログラム、ＳＩＰに掲げる次世代パワーエレクトロニクス、革新的設計生産技術及び重要インフラ等におけるサイバーセキュリティの確保、高輝度・高効率次世代レーザー技術開発並びに次世代型産業用三Ｄプリンタの造形技術開発・実用化事業	二　地方税法施行規則第十一条の九第二号に掲げる研究開発　次世代プリンテッドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発、環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト、次世代材料評価基盤技術開発プロジェクト、二酸化炭素原料化基幹化学品製造プロセス技術開発、次世代ロボット中核技術開発、エネルギー・環境新技術先導プログラム、ＳＩＰに掲げる次世代パワーエレクトロニクス、革新的設計生産技術及び重要インフラ等におけるサイバーセキュリティの確保並びに高輝度・高効率次世代レーザー技術開発

○総務省告示第百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の十六第二号（同令第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（施設に対する水平距離等） **第三十二条**　［略］ ［一～四　略］ 五　［略］ ［イ～ト　略］ チ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院 リ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム ［六～十四　略］	（施設に対する水平距離等） **第三十二条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ ［イ～ト　同上］ チ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設 リ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十六項に規定する福祉ホーム ［六～十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○総務省告示第百四十二号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が平成三十年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が平成二十九年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当